

令和5年度
第6回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和5年10月31日(火) 午後1時30分

会 場 盛岡第2合同庁舎3階共用会議室

岩 手 労 働 局

一 次 第 一

開 会

1 議 題

- (1) 岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果について
- (2) 岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）
- (3) その他

2 その他

閉 会

令和5年度 第6回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和5年10月31日（火）午後1時30分～

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

| 区分 | 氏名 | 所属等 |
|---------|--------|------------------------|
| 公益代表委員 | 植村 亜季子 | もりおか女性センター 副センター長 |
| | 齋藤 信之 | 元 岩手県労働委員会 事務局長 |
| | 細田 清 | 岩手日報社論説委員会 副委員長 |
| | 丸山 仁 | 岩手大学 教授 |
| | 渡部 あさみ | 岩手大学 准教授 |
| 労働者代表委員 | 小菅 孝広 | 日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長 |
| | 小林 斉 | 電機連合岩手地域協議会 事務局長 |
| | 佐々木 正人 | 日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長 |
| | 原 利光 | JAM青森岩手県連絡会 事務局長 |
| | 山田 清秋 | UAゼンセン岩手県支部 支部長 |
| 使用者代表委員 | 菊池 透 | 岩手県商工会議所連合会 専務理事 |
| | 熊谷 敏裕 | 岩手県商工会連合会 専務理事 |
| | 瀬川 浩昭 | 岩手県中小企業団体中央会 専務理事 |
| | 藤田 芳男 | 岩手県経営者協会 専務理事 |
| | 松川 顕 | 盛岡ガス 常務取締役 |

五十音順

【事務局】

| 所属等 | 役職 | 氏名 | |
|-------|-------|--------|---------|
| 岩手労働局 | 局長 | 栗村 勝行 | |
| | 労働基準部 | 労働基準部長 | 市川 雄三 |
| | | 賃金室長 | 境澤 淳 |
| | | 賃金室長補佐 | 五十嵐 由佳子 |

審議会資料一覧

- 資料 1 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定に関する審議結果報告（一部非公開）
- 資料 2 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する審議結果報告（一部非公開）
- 資料 3 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する審議結果報告（一部非公開）
- 資料 4 岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する審議結果報告（一部非公開）

令和5年10月31日

岩手地方最低賃金審議会

会 長 丸 山 仁 殿

岩手地方最低賃金審議会

岩手県鉄鋼業、金属線製品、

その他の金属製品製造業

最低賃金専門部会

部 会 長 渡 部 あさみ

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月24日、岩手地方最低賃金審議会において付託された岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について、別添のとおり慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| 公益代表委員 | 労働者代表委員 | 使用者代表委員 |
|---------|---------|---------|
| 細 田 清 | 佐々木 正 | 神 座 義 久 |
| 丸 山 仁 | 佐々木 正 人 | 坪 内 聡 |
| 渡 部 あさみ | 佐 藤 翔 | 藤 田 芳 男 |

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 鉄鋼業（高炉による製鉄業、鋳鉄铸件製造業（铸铁管，可鍛铸铁を除く）、可鍛铸铁製造業、鉄鋼シャースリット業、铸铁管製造業、他に分類されない鉄鋼業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 金属線製品製造業（ねじ類を除く）
- (3) その他の金属製品製造業
- (4) (2) 又は (3) に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
- (5) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (3) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 949円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別添
(非公開資料)

令和5年10月31日

岩手地方最低賃金審議会

会 長 丸 山 仁 殿

岩手地方最低賃金審議会

岩手県光学機械器具・レンズ、

時計・同部分品製造業

最低賃金専門部会

部 会 長 細 田 清

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月24日、岩手地方最低賃金審議会において付託された岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、別添のとおり慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

齋藤 信之

武田 涼

菊池 透

細田 清

畠山 宗和

齋藤 憲

丸山 仁

原 利光

高橋 学

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 光学機械器具・レンズ製造業
- (2) 時計・同部分品製造業
- (3) (1) 又は(2) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) 又は(2) に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 925円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別添
(非公開資料)

令和5年10月31日

岩手地方最低賃金審議会

会 長 丸 山 仁 殿

岩手地方最低賃金審議会

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部 会 長 齋 藤 信 之

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情
報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月24日、岩手地方最低賃金審議会において付託された岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、別添のとおり慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| 公益代表委員 | 労働者代表委員 | 使用者代表委員 |
|---------|---------|---------|
| 植 村 亜季子 | 小 林 齊 | 牛 崎 守 |
| 齋 藤 信 之 | 佐 藤 充 | 鬼 柳 一 宏 |
| 渡 部 あさみ | 吉 田 和 之 | 瀬 川 浩 昭 |

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装又は袋詰め業務
 - ハ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 917円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別添
(非公開資料)

令和5年10月31日

岩手地方最低賃金審議会

会 長 丸 山 仁 殿

岩手地方最低賃金審議会

岩手県自動車小売業

最低賃金専門部会

部 会 長 植 村 亜 季 子

岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月24日、岩手地方最低賃金審議会において付託された岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定について、別添のとおり慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| 公益代表委員 | 労働者代表委員 | 使用者代表委員 |
|-----------|---------|---------|
| 植 村 亜 季 子 | 及 川 望 | 小笠原 喜 信 |
| 齋 藤 信 之 | 小 菅 孝 広 | 増 田 忍 |
| 細 田 清 | 福 士 準 基 | 松 川 顕 |

岩手県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岩手県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 945円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別添
(非公開資料)